

日本科学者会議
京都支部ニュース 4月号 No.398

2017年4月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。
店名: 四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番: 448 預金種目: 普通預金 口座番号: 0280018

目次

- ◆ 京都支部第51回定期大会と学術集会(5/21)のご案内.....2
- 第3回JSA全国大学問題シンポジウム(3/20)報告.....3
- ◆ 2017年度JSA女性研究者・技術者委員会(3/20)報告.....3
- 学術および学術体制のあり方を問う総合シンポジウム・プレシンポ(4/8)報告.....4
- 関西技術者研究者懇談会3月例会(3/12)「瀬戸内の環境問題」.....7
- 第21回自然科学懇談会(3/25)「モリアオガエルの精子の運動」.....8
- 『日本の科学者』読書会3月例会(3/31)「TPP路線との闘い」.....9
- 原発ゼロをめざす左京の会・連続学習会第26回(4/1)「福島の甲状腺がん」.....10
- 4月・5月の支部関連行事の案内.....11
 - ・『日本の科学者』読書会4月例会(4/20)「辺野古・高江から地方自治と国家を問う」
 - ・第7回松ヶ崎トークカフェ(4/21)「知能とは何か: AIを巡る20の質問」
 - ・関西技術者研究者懇談会5月例会(5/14)「福島の避難指示解除について」
- ★ 寄稿: JJS2月号特集「熊本地震」の感想(奥西一夫).....12
- ★ 寄稿: 憲法を暮らしに生かす科学の目(富田道男).....13
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより.....15
- ◆ 近畿の催し物案内: 「JSA近畿 No.95.40」.....17

<会費と読者誌代の納入のお願い>

2016会計年度はこの4月末で終わります。今年度の会費未納者がまだ30名弱おられます。これらの会員の会費納入がないと今年度財政は赤字になりそうです。

また、機関誌読者には年度末につき今年度誌代の納入をお願いします。(財政担当幹事)

京都支部第 51 回定期大会のご案内

京都支部第 51 回定期大会が以下の日程で開催されます。同封の案内を必ずご覧下さい。

日時：5月21日（日）14：00～16：30

会場：同志社大学・室町キャンパス・寒梅館 6 階大会議室

当日の午前中は「京都支部学術集会」を同一会場で、下記プログラムの通りに行います。

支部大会について

- ・ 支部規約により全会員の出席を求めています。
大会成立には委任状も含めて過半数の出席が必要です。
同封の出欠ハガキを必ず投函してください。
- ・ 支部幹事の選出は立候補制です。
幹事の員数は会員数の 1/20（14 人）以上です。ふるって立候補ください。
- ・ 立候補される方は、支部幹事会宛に、文書、FAX、メールのいずれかにて
5月18日（木）18時までにご連絡ください。
文書の場合：〒604-0931 中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階
日本科学者会議京都支部
FAX の場合：075-256-3132
メールの場合：jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp
幹事立候補は大会当日に会場でも受け付けます。

京都支部学術集会プログラム

日時：5月21日（日）10：00～13：00

会場：同志社大学 寒梅館6階大会議室

- | | |
|-------------|---|
| 10：00～10：25 | 左近拓男「軍学共同研究に関する問題点」 |
| 10：25～10：50 | 細川 孝「日本のブラック大学と『大学界』改革」 |
| 10：50～11：15 | 奥野恒久「南スーダンでの自衛隊活動の憲法問題」 |
| 11：20～11：45 | 奥西一夫「開発に関する地盤問題とその社会的背景
—軟弱地盤・谷埋め高盛土の災害危険性と行政の姿勢—」 |
| 11：45～12：10 | 小林芳正「低周波音被害とは何か？」 |
| 12：10～12：35 | 真鍋能章「規範の外にある諸利害・・・経済学からの発言」 |
| 12：35～13：00 | 宗川吉汪「原子力安全神話」 |

第3回 JSA 全国大学問題シンポジウム (3/20 ; 東京・中央大学)

「大学の自治・自律と学問の自由—国民のための大学を目指して」

日本科学者会議、全国大学高専教職員組合、平和と民主主義のための研究団体連絡会議、全国大学院生協議会、東京地区大学教職員組合協議会、首都圏大学非常勤講師組合の大学関係 6 団体主催のシンポジウム「大学の自治・自律と学問の自由」が3月20日、東京の中央大学後楽園キャンパスで開かれた。約50名の参加者があった。

報告にたった三輪定宣千葉大学名誉教授は、大学が戦前、国家への奉仕を強いられ、自治不在のもとに戦争に協力した歴史を振り返り、学問の自由と大学の自治を重視してきた戦後の日本や世界の歴史の意義を強調された。国策への追従度に応じた予算配分など大学財政を通じて露骨に大学を統制し、軍事研究を推進する安倍政権は、歴史的・国際的な流れに逆行している

と指摘。「大学の人類史的使命を守ることが大学関係者の社会的共同責任だ」と述べ、大学人の共同戦線の構築を訴えられた。

晴山一穂専修大学教授は、文部科学省の組織的天下り問題について報告された。安倍政権が2007年に天下りを原則自由化し、官民の人事交流を積極的に進めてきたことを批判。公務員は全体の奉仕者だという憲法の原則が解体されていると警告。政府・文科省の大学への統制強化で生き残りが激化している大学の現状が、今回の天下り問題で浮き彫りになったと述べられた。会場の大学教員や大学院生から、研究費や雇用条件など研究環境の厳しさや、教授会軽視の大学運営などが報告された。(文責：福島知子)

2017年度 女性研究者・技術者委員会報告

日時：2017年3月20日 10:30～12:30

場所：日本科学者会議・会議室

出席者：9名

議題

1. 女性研究者・技術者委員会活動の歴史、女性研究者関連情勢を①～⑦の資料を参照に議論

- ① 女性研究者・技術者全国シンポジウムのあゆみ
- ② 総合学術研究集会 女性研究者・技術者問題分科会の歴史
- ③ 女性・女性労働者・女性研究者に関連する出来事(戦後の歴史)
- ④ 東京支部「はづきの会」の取り組み
- ⑤ 内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書(平成25年版)より男女別進学率推移, 分野別大学教員女性比率, 研究者における女性割合の国際比較
- ⑥ 総務省統計局 研究者全体に占める女性の割合, 女性研究者専門分野別割合(大学等平成25年度)
- ⑦ 雑誌 化学 Vol.72 No.2(2017)より大坪久子著「女性研究者と Accountability」

2. 決算・予算

- ① 2016年度女性研究者・技術者委員会決 2017年3月20日の委員会交通費1名追加で了承。
- ② 本会計、報告書等売上および寄付を資源とした特別会計の2本立てとし、会計担当が管理。
- ③ 学生、院生、現役非常勤は、委員会出席にあたり旅費全額を補償することを申し合わせた。
- ④ 今後、年1回、委員会開催時に監査を行う。
- ⑤ 2017年度は委員会予算減の可能性あり。活発な活動の裏付けで予算額維持を要請。

3. 21 総学「一時保育」のまとめ

研究会・シンポジウムにあたり一時保育児の保険を検討した結果、参加者全員対象とした。次回の総学や女性シンポに役立てる。

4. 今後の委員会活動

①情勢分析

研究環境はますます厳しく、非常勤研究者の増加が予測される。政府の女性研究者関連ファンドのゼロ査定を、男女共同参画学協会連絡会が要求、復活させたが、今後は危うい。女性研究者育成にかかわるこの間の取組みで、女性研究者の管理職等への「配置」は見かけ上進んだ。一方では、組織の意思決定の中核ポストについている者は少ない（たとえば副学長であっても理事ではない）。従って、多忙でありながら報酬が少なく、組織意思決定の中核にいない状態が多い。

政府の政策は全国一律。文部科学省の方針に沿う事業に縛られる。画一的で地方の実態や研究分野別の特徴を踏まえない（例：在宅研究の可否）。

過度の業績主義で、組織内分断が進み、弱い立場への共感・連帯が破壊された状況。

②活動内容提案

情勢を踏まえ、22 総学を見据えて2017年度の活動を行う。女性研究者の実態把握を国大協や男女共同参画学協会連絡会とは異なった視点から行う。質的な実態把握や深い分析を重視する。女兒の誕生以後から学生時代に至るジェンダーも考察して行きたい。

③2017年度委員会提案

9月初旬に拡大委員会、活動内容提案に沿って、委員以外の会員の参加を要請し、22 総学にむけた調査研究内容を詰める。3月に定例委員会、22 総学分科会検討等。 （文責：福島知子）

学術および学術体制のあり方を問う総合シンポジウム・プレシンポ 報告

6月に表記総合シンポが予定されている。4月8日（土）13:00～17:00、そのプレシンポが中央大学理工学部（後樂園キャンパス）で開催された。7人が話題提した。

野村康秀（防衛省の研究委託制度について）
／齋藤安史（軍事生産に向けた学術研究体制について）
／松田正久（坂田研究会について）

／亀山統一（学術体制のあり方について）
／宗川吉汪（軍学共同と憲法・科学論について）
／平山（軍事医療について）
／小滝豊美（国研集会アンケートについて）

各報告者の発言報告は JJS 誌上などでなされる予定であるので、当日の私の発言要旨と必要な学術会議の資料をもってプレシンポ

の報告としたい。

発言タイトル：軍学共同と憲法・科学論

1. 今回の学術会議声明について

今回の学術会議の声明は、①1950年および1967年声明を継承するとし、②（防衛省予算が政治権力による制約・介入が研究成果の公開性を損ねかねないので、）軍学共同が学問の自由を侵す恐れのあることを指摘し、③（学術の健全な発展のために研究の自主性・自律性・公開性が尊重されるべきであることから、）民生分野の研究資金の充実を訴えた。しかしながら、④軍事研究資金受け入れについては、各大学・機関で審査制度を作って検討するよう提案し、その上で、⑤研究の適切性（軍事研究も含めるのか？）の議論を継続するよう求めた。

過去の声明を継承するのであれば、当然、防衛省からの研究は拒否しなければならないことになる。ところが、今回の声明では、あれこれ理屈をこねて、科学者は、防衛省からの資金は拒否すべき、と明確に表明することはしなかった、できなかった。また、軍事研究は憲法違反である、と断じることもできなかった。そして、科学研究の適切性（定義不明）について、今後は、科学者個人、各大学・研究機関で議論すべき、とボールを学術会議の外に投げた。今日の学術会議の限界がここにある。ちなみに、益川さんは学術会議は死んだ、といっているそうだが、サテ。

しかしながら、この程度ではあっても、学術会議をして今回の声明を出させるだけの力をわれわれ科学者が持っていることに確信を持つてうではないか。学術会議の限界はわれわれの限界でもある。そして今後、声明を旗印

に軍事研究反対の運動を進めていこうではないか。

2. 軍事研究は憲法 9 条違反であり軍学共同は憲法 23 条違反

そもそも戦力を保持しないはずの日本で軍事研究はあり得ない。自衛隊は憲法違反のほずである。しかしながら、自衛のための最低の防衛力は合憲とされ、自衛隊の装備の生産は合法とされている。航空機、船舶、車両、武器の生産をはじめ、武器輸出まで認められている。

それにもかかわらず、戦後の大学で公然と軍事研究がなされなかった。背景に、憲法9条、「学問の自由」を定めた憲法23条、そして学術会議の50年・67年声明がある。大学法人化まで、曲がりなりにも大学の自治は守られていた。大学の自治が崩壊した今、憲法9条が改悪され、その第2項が撤廃された暁には、軍事研究を拒否する倫理的支柱は完全に失われるだろう。軍学共同は当たり前のことになる。憲法9条を守る意義がここにもある。

3. デュアルユースは科学価値中立ではなく階級性的の問題

JSAの科学価値中立議論で、科学は両刃の刃、諸刃の剣、デュアルユースだ、科学は不偏不党だ、だから科学は価値中立だ、と主張された。これは全くの俗論。科学（科学者）は常に権力の僕であった。価値中立とは、価値を棚上げにすること、価値を問わないことであり、科学価値中立とは、科学の価値を問わないことで、その誤りは既に指摘した。デュアルユース論は、科学の価値を認めているところから価値中立ではありえない。これは科学の階級性的の問題であり、1%のための科

学か、99%に奉仕する科学か、が問われているのだ。

(文責・宗川吉汪)

資料

日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明（声明）

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのなう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期す。

ここに本会議の発足に当たってわれわれの決意を表明する次第である。

昭和24年1月22日 日本学術会議第1回総会

戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきたった態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。（引用者注：「科学文化国家」は「科学を文化国家」の誤り？）

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

昭和25年4月28日 日本学術会議第6回総会

戦争目的のための科学研究を行わない声明

われわれ科学者は、真理の探究をもって自らの使命とし、その成果が人類の福祉増進のために役立つことを強く願望している。しかし、現在は、科学者の意図の如何に拘らず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内蔵している。それ故に科学者は自らの研究を遂行するにあたって、絶えずこのことについて戒心することが要請される。

今やわれわれを取りまく情勢は極めてきびしい。科学以外の力によって、科学の正しい発展が阻害される危険性が常にわれわれの周辺に存在する。近時、米国防軍極東研究開発局よりの半導体国際会議やその他の個別研究者に対する研究費の援助等の諸問題を契機として、われわれはこの点に深く思いを致し、決意を新らたにしなければならぬ情勢に直面している。既に日本学術会議は、上記国際会議後援の責任を痛感して、会長声明を行った。

ここにわれわれは、改めて、日本学術会議発足以来の精神を振り返って、真理の探求のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべきことを常に念頭におき、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという決意を表明する。

昭和42年10月20日 日本学術会議第49回総会

関西技術者研究者懇談会3月例会（3/12）報告 「瀬戸内の環境問題」エメックス会議をめぐって

日 時：2017年3月12日（日）14時～17時

場 所：JSA 大阪事務所

参加者：8名

「瀬戸内の環境問題」エメックス会議をめぐって 報告 後藤安子氏

瀬戸内海のように周囲を陸地で囲まれた、閉鎖性海域は外海との水の交換が行われにくいいため、汚染物質が蓄積しやすく、水質の改善や維持が難しい。一方閉鎖性海域の沿岸部は、穏やかな自然環境に恵まれ、古くから漁場として利用され、産業や交通の空間的資源として、多方面にわたり利用・開発されてきた。

1990年最初のエメックス会議（エメックス会議とは：閉鎖性海域環境保全国際会議 EMECS=Environmental Management of Enclosed Coastal Seas）が神戸市で開催され「閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用を目指して」というテーマで議論された。

昭和30年代、瀬戸内海沿岸域に鉄鋼業、重化学工業、食料品製造業などの企業が立地、人口が集積し、工場排水、生活排水が大量に瀬戸内海に流入した。その結果水質汚染が進み、赤潮や漁業被害が頻発した。そして瀬戸内海は「瀕死の海」と呼ばれるまでになった。

その上、海の埋め立てが頻繁に行われ、生物の生息場として重要な藻場、干潟が消えていった。

1973年瀬戸内海環境保全臨時措置法が施行された。この法令により、工場における環境保全対策や生活排水の処理が進められ、窒素、りん的环境基準達成率が大きく改善するなど、瀬戸内の水質は大きく改善された。

しかし一方、栄養塩類濃度の低下により、漁獲量の減少がみられるようになった。そのため2015年「改正瀬戸内海環境保全特別措置法」が施行され「瀬戸内海を人の活動が、自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等、その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された、豊かな海とする」という文言に修正された。

いわゆる「里海」という考え方に転じた。Sato-umiという言葉は、今や世界共通語となっている。

討論

- ★今年瀬戸内のいかなご漁の不漁は、海温が平年に比べて1.5℃高いためだといわれている。
- ★エメックス会議には地元の高校生も参加して発表も行っている。
- ★昨年ロシアのサンクトペテルブルグで行われた第11回エメックス会議には報告者も参加した。

★3月7日付けの神戸新聞には、兵庫の瀬戸内海域の漁場観測システムが拡充され、漁師はスマートフォンで情報を知ることができるようになったと報じていた。

★夏場に播磨灘北部沿岸海底に貧酸素水塊が発生するため、底生性水産資源量が減少する。

これからの日程

4月9日(日)	ベアリングの話(車輪や風車の軸受けについて)	中村郁夫氏
5月14日(日)	福島の避難指示解除について	久志本俊弘氏
6月11日(日)	放射線と細胞	船井洋子氏
7月9日(日)	7回目の福島訪問	出口幹郎氏
8月26日(土)~27日(日)	夏の合宿	全員

(文責・山口進次)

第21回自然科学懇談会(3/25)京大楽友会館

環境に適した細胞運動—モリアオガエル精子の運動—

久保田 洋氏(元京都大学教授・発生生物学)

今回は久保田洋さんに上記のテーマで講演していただいた。出席者15名、講演後活発なディスカッションがあった。

演者の研究のきっかけの一つは比叡平に自宅があること。比叡平は比叡山の中腹、京都と滋賀の県境にあって、広葉樹林に囲まれ、京都に流れる白川の源流となる小さな池もあって、研究対象のモリアオガエルの格好の生息地になっている。その生きざまを宅地の中でも容易に観察できるのは大きな利点である。

モリアオガエルの精子は実に奇妙な形をしている。精子の細胞の本体はコルクの栓抜きを逆にした螺旋形で、その尾部に長い鞭毛がほぼ垂直についている。当然細胞の運動の原動力はこの鞭毛の運動であるが、普通の精子なら細胞の方向と平行についている鞭毛によって進むのに、垂直についた鞭毛が一体どうやって螺旋状の本体を前進させるのか、演者はここに興味を持った。これまでの研究で、水の中に置かれた精子は鞭毛の運動に従って無方向的に激しく振動するだけで、一定の方向には進まないと言われていた。ところが粘度の高い環境に置くと鞭毛の「巻き付きと解け」の繰り返し運動が垂直の方向に精子を進めることを演者は発見した。

モリアオガエルは樹上にソフトボール大の泡巣を作り、その中にめすが産卵、オスが精子を放出するが、この泡巣は高い粘度を持っているため、この精子の授精に適っていることが判った。演者らはすでに3篇の論文を発表しているが、精子のこの奇妙な形が単に運動の方向にだけでなく、例えば授精の仕方



<モリアオガエルの精子の走査電顕写真>

にどう絡むかなど、今後に楽しみな問題がたくさん残っているように思う（文責・和田 明）

『日本の科学者』読書会3月例会（3/31）
3月号特集：TPP 路線との闘いはこれから
—日本農業と食の安全、林業の未来のために—

標記例会が3月31日午後2時より京大農学部総合館E220室で開かれた。参加者7名。3月号特集より2篇の論文が取り上げられた。

山浦康明「TPP協定の全体像と問題点—食の安全、食品表示ルールにもふれて」（報告：宗川吉汪）

2016年12月に国会でTPP協定が批准された。国会審議が十分に尽されたとは言えず、発効のための条件も整っていない。TPPは農産物や食品の貿易の極端な自由化を進めるため、日本の農業は壊滅的な影響を受ける。しかし今後、これがFTAやEPA協議の最低基準になりかねない、と著者は警告している。

読書会でTPPの論文を読むにあたって、基礎的な解説を試みた。（JJS論文とは無関係）

①自由貿易協定は関税をなくすことでお互いのメリットになる、といわれる。TPP発効で、日本が輸出する工業製品の99.9%、農林水産品の98.5%の関税が撤廃されるので、海外に物売りたい企業（車や工業製品など）にとっては嬉しい話。今以上にTOYOTAが外国で売れるわけ。また、日本も輸入する農林水産物の82%で関税を撤廃することになり、これらの輸入品が今まで以上に安く購入できるので、消費者にとっても嬉しい話。オーストラリアの牛肉やチリ産のワイン、ニュージーランドのチーズが今の価格のおよそ半値で買うことができる。もちろん、肉やワインやチ

ーズだけではなく、米などの穀物や野菜も安くなるので、一般市民の私たちにとってはお得な話。というわけで、TPPのメリットは、自動車や電化・工業製品の輸出を増やす／参加各国の関税撤廃により、高品質な日本製品の輸出の可能性が高まる／規制緩和による国内企業のグローバル化／貿易手続きの簡素化で、製造業が効率化。コストが減って利益が増える／GDP13.6兆円＋雇用増の期待／海外輸入品が低価格で購入できる／貿易業者の簡易入国、などとされている。

②一方で、TPPには重大なデメリットがある。デフレ加速（＝景気が冷え込む）／国内農産品が売れなくなる（割高に感じるようになる）／海外の安価な農作物により、日本の農家が絶滅してしまう／著作権期間の延長による使用料の拡大／医療保険の自由化により日本の国保が崩れる／食材の安全基準が緩和され、海外食品（遺伝子組換え食品など）の安全性が担保できない、と懸念されている。現在、日本は海外から輸入する農産物に高い関税を掛けている。例えば米は778%、小麦は252%、バターは360%。関税が撤廃されれば、多くの農産品が壊滅的な状態になる。政府は、農産業を守るため、「米・小麦・乳製品・砂糖・牛豚肉」の5品目は「聖域」として輸入品の関税を撤廃しないことを前提にTPP参加の方針を決めた、としているが実効性は乏しい。

③安倍首相は、「TPPの誕生は、わが国のGDPを14兆円押し上げ、80万人もの新し

い雇用を生み出す」と言っているが、この数字はまったくの虚構。「TPP 参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会」は、「GDP は約 4 兆 8000 億円減少、全産業で約 190 万人の雇用減」という影響試算を出している。政府試算は、関連産業や雇用への影響など、ネガティブな面を考慮に入れず、地域別の試算もなされていないため国民生活への悪影響が出てこない。一方の「大学教員の会」はネガティブな面も含めて試算した。結局、TPP は、TOYOTA など大企業の儲けのために日本の農業を潰すという亡国の政策、ということ。

足立芳宏「歴史的視点から考える『TPP と農業』—北米等『新開国』農業史と戦後北海道酪農史を素材として」(報告：足立芳宏)
農産物貿易の自由化をめぐる問題は 19 世紀以来の長い歴史があります。「歴史的視点から考える『TPP と農業』」と題した私の報告では、①アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどの現代の農業強国は、もともと食料輸出を目的とした「新開国」農業として作られてきたこと、②日本におけるこれら「新開国」からの余剰農産物受入れの原点は

1950 年代に遡りますが、同時期には根釧パイロット・ファームなど「強い農業」を国策として作る大規模な農業開発事業がいくつか試みられたこと、③「強い農業」育成を主張するのであればその半世紀の歴史をきちんと見つけ直す必要があること、これらについて述べました。

議論のなかでは、では私自身がどのような農業を理想として考えているのかを問われました。実を言えば農業のユートピアを学問的に、かつ具体的に語るというのはなかなか難しいことがらなので、少々戸惑いました。しかし、いま、この問題に関心がある方というのは、豊かな食と農のある暮らしを切実に求めている人々だと思います。歴史を語るのであれば未来をも語るのが使命でしょう。地域の歴史に根ざした「農」的なものが尊重される経済社会を作ること、同時に現代国家としては内外の人々に安定的な食料供給を行う責任を果たすこと、そのために新自由主義に代わる新たな言説体系を作り上げて国際的に認知させること、それらが重要な課題と考えています。

原発ゼロをめざす左京の会・連続学習会第 26 回 (4/1) の報告 福島甲状腺がんの被ばく発症

日時：4月1日(土) 14:00~16:00
会場：京都教育文化センター
講師：宗川吉汪
タイトル：福島甲状腺がんの被ばく発症
参加者 19 人
内容：発見された福島の小児甲状腺がん患者は、先行検査で 115 人、本格検査で 69 人。福島県は未だに原発事故との関連性を認めて

いない。報告者らは、浜通りの高線量地域 13 市町村、中通りの中線量地域 12 市町村、その他の低線量地域 34 市町村における罹患率を統計的に求めた。3 地域の罹患率が本格検査で急激に上昇し、その程度は高線量地域>中線量地域>低線量地域の順であった。被ばくによって甲状腺がんが発症していることは明らかである。原発事故で放射能が環境を広

範囲に汚染した、まさに巨大な核公害である。動は、政府や電力会社にとって何も怖くない。
原発事故のホントの怖さは放射能ヒバクにある。 (文責・宗川吉汪)
る。ヒバクを無視あるいは軽視する脱原発運

4月・5月の支部関連行事の案内（末尾の「JSA 近畿 No. 95. 40」も参照）

1. JJS サポーター会議

日時：4月15日（土）13：30～16：30

場所：京都支部事務所

2. JJS 4月読書会

日時：4月20日（木）15：00～17：30

場所：京都支部事務所

テーマ：JJS 4月号特集

担当：佐藤論文（福島）、徳田論文（菅原）、亀山論文（鈴木）

3. 第12回京都支部幹事会

日時：4月20日（木）18：00～20：00

場所：京都支部事務所

4. 第7回 松ヶ崎科学トークカフェ

日時：4月21日（金）18:30～

場所：京都工芸繊維大学 東3号館（ノートルダム館）2階 K203教室

テーマ：「知能とは何か：AIを巡る20の質問」

岡 夏樹 京都工芸繊維大学 教授（情報工学・人間科学系）

問合せ先 工織大分会・前田 (maedak@kit.ac.jp)

5. 近畿地区会議

日時：4月23日（日）14：00～

場所：大阪支部事務所

6. 第12回ワーキング会議

日時：5月5日（金）13：30～15：30

場所：京都支部事務所

7. 関西懇5月例会

日時：5月14日（日）14:00～17:00

話題提供：久志本俊弘

テーマ：福島の避難指示解除について

場所：大阪支部事務所

この号の巻頭言を書いた手前もあり、2月16日の読書会に欠席してしまったのは残念かつ申し訳ないので、2月読書会の報告を読んだ上での若干の感想などを述べたい。

鈴木さんは飯尾論文について、飯尾氏の所論を論理的に理解しがたい旨の批評を述べている。私自身は逆に、これまで分からなかったが今回の地震の解析から分かったことと、まだ分からないことが、かなりよく理解できるように感じた。それは、私自身が地震学専攻ではないものの、地球物理学分野での地震研究の最近の趨勢（流行と言うべきか）を一応理解しているからかもしれない。また鈴木さんは地質学の方面で地震に関係する研究をされているので、専門分野間の「摩擦」を強く感じられるのかも知れない。地球物理専門でも地質学専門でもない会員の読後感も聞きたいところである。

宗川さんは多賀論文に厳しい批判を浴びせているが、私に言わせれば、それでも控えめに過ぎる。前半の事実関係を述べる部分には特に問題がないと思うが、後半の多賀氏の考えを述べている部分は、文法的に成立していない文章が多く、読み手が一定の解釈を加えないと国語的に理解できない。またその解釈が正しいかどうか分からないので、結局、書かない、読まないのと変わりがない。私は巻頭言を推敲するため、この特集の企画グループに、各著者の原稿が提出されたら直ちにそれを読ませてほしいとお願いしておいたが、届いたのは飯尾氏の原稿だけであった。多賀氏の原稿は、企画グループも編集委員会も素

通りして印刷所に直行しなければ発行期限に間に合わない、などの事情があったのではないだろうか。

千代崎・山下論文は、それに比べるとかなり「まとも」だと言えよう。しかし、上記のことから、読者は熊本震災に関する社会科学的側面をこの論文だけに期待せざるを得ないのだが、菅原さんが批評しているように、「何を学ぶか」について期待外れの点が多いのが正直な実感である。

熊本地震については、この特集を読んで理解できる範囲でも、これまでの地震災害とは異なる特異性が明らかであるが、それを含むスペキュタクラーな側面だけがマスコミなどで大きく報道されてきた。科学者に求められることは、被災者の苦しみを明らかにし、被災者に寄り添うことである。私自身は国土問題研究会の調査部長として、そのような調査研究を組織すべき立場にありながら、明確な方針を打ち出せないまま今日に至っている。だから、と言うのも気が引けるが、今回の特集はもう少し後に企画された方が、「日本の科学者」の特色を出せたのではないかと考えられる。

(その I)

—原 道子裁判官（前橋地裁）は国民的に賞賛されるべきである—

福島第一原発事故による被害者の国と東京電力に対する損害賠償請求訴訟は、全国で約 30 件行われているが、最初の判決がこの 3 月 17 日に前橋地方裁判所であり、画期的判決であるとして一斉にマスコミ報道が行われた。

この事件を担当された原道子裁判長の下した判決は、事故は防げなかったとする国と東京電力の主張をことごとく退けて、事故が起きた責任は対策を怠った国と東京電力にあることを認めた画期的なものである。画期的というのは、国策として進め過酷事故が起きないよう万全の安全対策の下に運営してきたと称する原子力発電事業において、その事故が起きればその責任は国の行政にあることは自明のことなのに、その責任を認めようとしない国に対して、司法が初めて国の行政責任だと断じたという点にある。

報道（京都新聞 3 月 18 日）によると、“訴訟では国側は、規制権限の存在さえも否定していた。だが判決はこの主張を退け「07 年 8 月には東電の自発的対応や口頭指示では適切な対策を期待するのは困難と認識していた」と指摘。この時点で対策を命じれば事故は防げたと言い切った。”とあり、また“東電は、敷地が浸水するほどの巨大津波が襲来する危険性を「2008 年には実際に予見していた」と言及。簡単な対策で事故を防げたのに、安全より経済的合理性を優先させたとして責任を認め”た、とある。

福島事故以前の旧原子力法体系の下では、発電用原子力施設に関する規制及び施設に関する安全の確保に関することを所管するのは、資源エネルギー庁の「特別の機関」として設置された原子力安全・保安院とされたが、資源エネルギー庁自身は、経済産業省の外局として設置され、原子力政策課を置き原子力発電（原発）を推進する部署である。

この法体系の下でも、施設に関する安全の確保に関することを所管する原子力安全・保安院は、新しい科学的知見に基づき巨大津波の到来が予見される事態となった段階で当然対策を講じるべきであり、「非常用電源を津波を避けて高台に移すなど、規制基準適合として認可された原発の基本設計を変更する権限、すなわち規制権限はない」との国側の主張が成り立たないことは明らかである。

前橋地裁においてこの事件を担当された原道子裁判長は、自身の良心に従い、原発の安全を損なう悪として「規制権限はない」との国側の主張を退けたものと推察され、憲法第 76 条に定める裁判官の職権行使規定を遵守されたものと言えよう。

ちなみに福島事故後、推進する側と同じ役所の保安院が安全確保のための規制ができるのか？という批判のもと、2012 年に原子力安全・保安院は廃止され、環境省の外局として原子力規制委員会が設置された。しかしこの規制委員会は、原発事業者に対して、事故時の避難計画の有無を問わないし原発立地規制

をも問わない、そして何よりも福島事故の教訓を生かしていない欠陥だらけの新規制基準を金科玉条として、これへの適合性のみを審査し、安全性を追求審査せずに原発再稼働を推進する組織になり下がったことは明白である。

原発のない社会を目指すために、原発裁判の判決や決定について、憲法第 76 条第 3 項

(そのⅡ)

— 破廉恥な山本郁夫裁判官（大阪高裁）と吉岡茂之裁判官（広島地裁） —

報道によれば、3月28日、大阪高裁の山本郁夫裁判長は、「大津地裁の仮処分覆す（京都新聞 3月29日）」決定を下し、高浜原発3、4号機の再稼働を可能にした。さらに3月30日、広島地裁の吉岡茂之裁判長は、住民側の伊方原発3号機の運転差止の仮処分申請を却下した（京都新聞 3月31日）。

これらの判断を下した裁判官達は、憲法第76条第3項「すべて裁判官はその良心に従ひ独立して職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」にあるように、行政から独立して判断を下したとは言えないであろう。行政の産物である新規制基準が果たして、万が一にも福島事故のような事態を招くことがないように改正されているかどうかを、福島事故を教訓にした独立した視点から自ら検証する必要があるのではないだろうか。彼らは、新規制基準は専門家・学者により最新の科学的知見を反映していて不合理とは言えないとして、それへの適合性のみを審査した。吉岡茂之裁判官に至っては、地震想定合理性には検討を要する問題もあるとしながら、審査の経緯などを調べるのは仮処分の手続きになじまないとした、とある。これは憲法の定める「その良心に従ひ独立して職権を行」う裁

に規定された裁判官の職権行使の規定に照らして担当裁判官の良心の在りようを評価し、福島事故から教訓を学びとり生命の安全や人格権を尊重する者を称賛し、それをしない者を非難する国民的運動の展開が望まれる。

参考：憲法第 76 条第 3 項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立して職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」

判官の職権行使の規定に背く行為と言わなければならない。

関西電力の高浜、大飯、美浜原発並びに四国電力の伊方原発は、すべて加圧水型原子炉が使用されており、この型式の発電炉では、使用済み核燃料貯蔵庫は原子炉建屋の横に補助建屋として設けられている。この建屋の構造はコンクリート壁一枚であり、使用済み核燃料の冷却不全による事故の場合、閉じ込めが不十分で環境に放射性物質が拡散する恐れがある。このことは福島第一原発の事故時に4号炉で起きた使用済み核燃料の冷却不全事故が教えてくれた教訓であり、大飯原発3、4号機の運転差止を命じた樋口英明裁判長（2014年5月21日福井地裁）の指摘した加圧水型原子炉の持つ「閉じ込める構造の欠陥」であり、新規制基準はこの欠陥について触れていない。同判決は、さらに新規制基準の欠陥として、加圧水型発電炉の一次冷却水循環ポンプを耐震構造の最重要施設に指定していないことを「冷却機能の欠陥」として指摘している。

また基準地震動を超える地震動の起きた場合のリスクすなわち「残余のリスク^(注)」に対して、施設の設計に当たっては、合理的

に実行可能な限りそれを小さくする努力が払われるべきであることが耐震設計審査指針に謳われているが、新規制基準は万一の事故の場合に必要な万全の避難計画立案を電力会社に求めている。

このように、閉じ込め構造や冷却機能の欠陥に敢えて触れず、また「残余のリスク」を「合理的に小さくする努力」を求めない新規制基準になぜ「不合理な点はない」と言えるのだろうか。

起こるはずがないとされた過酷事故を起こした福島事故を基に新規制基準を検証しない裁判官は、行政からの独立の喪失の点でも、また何よりも優先すべき国民の安全を保障するための努力に欠けている点でも、国民的に非難されなければならない。国民の安全に対

する裁判官の無責任は、その権力が強大であるだけに、私たち国民は決して容認することができない。

(注)：発電用原子炉に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)の解説によれば、「残余のリスク」とは、策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事故が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺の公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすことのリスクとしている。このリスクを「合理的に実行可能な限り小さくする努力を払う」とは、万が一の事故に際して、周辺の公衆を避難させること以外にはないと解される。従って発電事業者は、周辺住民に対する万全の避難計画を立てるべきである。

◆◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆◆

第11回幹事会(3/16)および第11回ワーキング会議(4/7)の報告

1. 会員の現況(4月3日)

一般会員 240, 家族割り特別会費会員 4, 若手会員 7, 若手特別会費会員 19,
会員合計 270, 読者 4

2. 新入会員

新たに竹内由紀子さん(医師)が入会した(2017年度より)

3. 会費納入状況(4月7日現在)

16年度会費未納者：一般 13/240, 家族割 0/4, 若手 4/7, 若手特別 10/19

15年度会費未納者：一般 7, 若手 0, 若手特別 5

14年度会費未納者：一般 1, 若手特別 2

4. 組織拡大について

年度末で退会を希望される人がいます。軍学共同, 原発, 環境, 教育問題など, JSAが取り組まなければならない問題が山積です。引き続きJSAの活動をつづけていただくようお願いしています。

5. 京都支部学術集会および第51回支部大会

日時：5月21日(日) 10:00~13:00

会場：同志社大学 寒梅館6階大会議室

学術集会プログラム(案)

10:00~10:25 左近拓男「軍学共同研究に関する問題点」

- 10:25~10:50 細川孝「日本のブラック大学と『大学界』改革」
 10:50~11:15 奥野恒久「南スーダンでの自衛隊活動の憲法問題」
 11:15~11:20 休憩
 11:20~11:45 奥西一夫「開発に関する地盤問題とその社会的背景
 —軟弱地盤・谷埋め高盛土の災害危険性と行政の姿勢—」
 11:45~12:10 小林芳正「低周波音被害とは何か？」
 12:10~12:35 真鍋能章「規範の外にある諸利害・・・経済学からの発言」
 12:35~13:00 宗川吉汪「原子力安全神話」
 13:00~14:00 休憩
 14:00~16:30 支部大会

6. 3月～4月の支部関連行事（支部ニュース3月号発行（3/13）以降）

- 3月16日（木）第11回幹事会
 3月20日（木）第3回大学問題シンポジウム@中央大学
 3月25日（土）第21回自然科学懇談会@京大楽友会館
 3月26日（日）シンポジウム「今、ベトナム戦争の枯れ葉剤被害障害者と平和教育を考える」
 3月31日（金）JJS3月読書会@京大農学部総合館2階・E220室
 4月1日（土）第26回原発問題連続学習会@教文センター
 4月7日（金）第11回ワーキング会議
 4月8日（土）JSAプレシンポ「学術および学術体制のあり方を問う」@中央大学
 （文責・宗川吉汪）

